

一般（64歳以下）の方のワクチン接種体制について

－ 11月末までに希望者のワクチン接種完了を目指します －

燕市では高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種の予約率が6月7日現在で約91%となり、7月末までに高齢者への接種が完了する目途が立ちました。64歳以下の方のワクチン接種については、インフルエンザワクチンの接種時期を考慮した概ね11月末の完了を目指し、集団接種における受入人数の拡大を図るなど接種体制を整備して実施します。

また、本市と定住自立圏を形成している弥彦村と連携し、市内小中学校教員の接種を弥彦村内の集団接種会場で7月上旬に行います。なお、接種券は優先順位を設け段階的に発送し、予約時の混雑緩和を図りつつ、市民の皆様が円滑に接種できるよう実施します。

【接種の基本計画】

1. 優先順位 ※医療機関の判断により、先行して個別接種する場合があります

- (1)市内の保育園の保育士等及び小中学校の教員（約1,500人）
- (2)59歳～12歳までの基礎疾患を有する方及び64歳～60歳までの方（約10,000人）
- (3)59歳～12歳までの方（約33,000人）

2. スケジュール

市内保育園の保育士等	7月上旬～8月下旬の集団接種の予約空き枠にて計画的に実施
市内小中学校の教員	弥彦村内の集団接種会場で、7月上旬に実施
基礎疾患を有する方	申込みにより接種券を発送し、8月下旬から集団接種を開始 ※精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方等は申込不要
64歳～60歳までの方	7月5日（月）に接種券を発送し、8月下旬から集団接種を開始
59歳～12歳までの方	年齢を区切り、段階的に接種券を発送 ※59歳～50歳の方は、8月上旬に接種券を発送し、9月上旬以降、集団接種を開始（以降、段階的に接種券を発送）

【基礎疾患を有する方の申込みを受け付けます】

1. 申込期間 6月10日（木）～23日（水）

2. 申込方法 ①市ホームページの申込フォーム ②申込書を市役所に郵送またはFAX
③市役所の特設窓口に来庁 ④市コールセンターへの電話

3. 接種予約 7月5日（月）接種券発送 ➡ 7月12日（月）予約受付開始

【予約受付体制の増強】

1. 集団接種受入枠の拡大

- (1)燕市民体育館 約1,000人/日〈新設〉
- (2)吉田産業会館 約900人/日〈増設〉

2. 電話受付体制の増強 ➡ コールセンターを20回線に増強（現行11回線）

3. 個別接種の予約方法の拡充 ➡ 医療機関の予約への一部を市のホームページでも受付

詳細は別紙をご覧ください

本件についてのお問い合わせ先
健康福祉部 健康づくり課：丸山
電話：0256-77-8182（直通）

燕市新型コロナウイルスワクチン接種基本計画

【一般（64歳以下）の方を対象とした接種】

高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種の予約率が6月7日現在で約91%となり、7月末までに高齢者への接種が完了する目途が立ちました。高齢者に続く64歳以下の方のワクチン接種については、次の点に重きを置いて、接種を希望する市民の皆様へ円滑に接種できるよう実施します。

- ① 独自の優先順位を設け、段階的に接種券を発送します
- ② 燕市と定住自立圏を形成している弥彦村と連携します
- ③ 集団接種会場に燕市民体育館を追加し、受入枠を拡大します
- ④ 予約受付体制を強化し、予約時の混雑緩和を図ります
- ⑤ インフルエンザワクチンの接種時期を考慮した概ね11月末の完了を目指します



令和3年6月9日
燕市

1 優先順位

- (1) 市内の保育園の保育士等及び小中学校教員（約1,500人）
⇒ 子どもとの接触頻度が高い職種であり、クラスター発生リスクが高いため
- (2) 59歳から12歳までの基礎疾患を有する方 及び 64歳から60歳までの方（約10,000人）
⇒ 重症化リスクが高いため
- (3) 59歳から12歳までの方（約33,000人）

※ 上記に限らず、医療機関の判断により、先行して個別接種する場合があります。

2 市内保育園の保育士等への接種について

高齢者の集団接種における予約の空き枠等を活用し、7月上旬から8月下旬にかけて計画的に接種を実施します。

3 市内小中学校の教員への接種について

本市と定住自立圏を形成している弥彦村と連携し、弥彦村内の集団接種会場において7月上旬に接種を実施します。

4 基礎疾患を有する方への接種について

59歳から12歳までの基礎疾患を有する方からの申込に基づき、7月5日（月）に接種券を発送し、7月12日（月）から予約を受け付け、集団接種は早ければ8月下旬から実施します。

なお、高齢者接種を終えた医療機関は、上記のスケジュールに関わらず、順次個別接種を進めるものとします。

<接種券発送の申込>

- ・ 申込期間 6月10日（木）から6月23日（水）まで
- ・ 申込方法
 - ① 市ホームページの申込フォームから申込み。
 - ② 市役所（健康づくり課）・医療機関等に備え付けの申込書に記入の上、市役所へ郵送またはFAX（0256-77-6722）で提出する。
 - ③ 市役所の特設窓口へ直接来庁し、申込書に記入の上、提出する。（土・日を除く）
 - ④ 市のコールセンターへ電話（025-256-8811）で申込み。（土・日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

5 64歳から60歳までの方への接種について

7月5日（月）に接種券を発送し、7月12日（月）から予約を受け付け、集団接種は早ければ8月下旬から実施します。
なお、高齢者接種を終えた医療機関は、上記のスケジュールに関わらず、順次個別接種を進めるものとします。

6 59歳以下の方への接種について

現時点では以下のようなスケジュールを想定しています。（個別接種の進め方については4・5と同様）

年齢区分	接種券の発送	1回目の接種時期
59歳から50歳まで	8月上旬頃	9月上旬以降
49歳から40歳まで	8月中旬頃	9月下旬以降
39歳から30歳まで	9月上旬頃	10月上旬以降
29歳以下	9月中旬頃	10月中旬以降

※ ワクチンの供給状況や集団接種の予約状況、さらには国の方針等により変更となる場合があります。

7 自力で接種会場等に出向くことが困難な方への対応

在宅で寝たきり等により集団・個別接種に出向くことが困難な方には、状況に応じた接種ができるよう関係機関と連携し、対応しています。

【64歳以下の方のワクチンの接種スケジュールのまとめ】

対象者・年齢区分	接種の区分	接種券の発送	1回目の接種時期 (集団接種)
保育園の保育士等	集団接種 (高齢者の集団接種の空き枠等を活用)	個別に対応	7月上旬～8月下旬
小中学校の教員	集団接種 (弥彦村内の集団接種会場)	個別に対応	7月上旬
基礎疾患を有する方	個別・集団接種	7月5日(月)	8月下旬
64歳から60歳まで	個別・集団接種	7月5日(月)	8月下旬
59歳から50歳まで	個別・集団接種	8月上旬頃	9月上旬以降
49歳から40歳まで	個別・集団接種	8月中旬頃	9月下旬以降
39歳から30歳まで	個別・集団接種	9月上旬頃	10月上旬以降
29歳以下	個別・集団接種	9月中旬頃	10月中旬以降

※ 高齢者接種を終えた医療機関は、上記のスケジュールに関わらず、順次個別接種を進めるものとします。

※ ワクチンの供給状況や集団接種の予約状況、さらには国の方針等により変更となる場合があります。

64歳以下の方へのワクチン接種においては、比較的パソコンやスマートフォンを使用できる方が多いことから、24時間予約可能なインターネットからの予約を基本とします。なお、パソコンやスマートフォンで予約できない方もいることから、引き続き電話での予約も継続し、以下のような体制で市民の皆様へ留意事項を周知しながら、円滑な予約受付に努めます。

1 集団接種受入枠の拡大

燕市民体育館に接種会場を設置するとともに、吉田産業会館での接種ブースを増設し、最大限の予約枠を確保します。

＜接種会場の規模＞

① 燕市民体育館 約1,000人／日（新設〔9月25日（土）から〕）

※ 接種する方の駐車場を確保するため、土日祝日の接種日は隣接する交通公園を休園、こどもの森を休館します。

② 吉田産業会館 約 600人／日 ⇒ 約 900人／日（増設）

※ 中央公民館 約 460人／日（現行どおり）

※ 各会場の詳細スケジュールは、接種券発送の際、市民の皆様へ周知します。

2 予約時の混雑緩和策

（1）インターネット枠の拡充

予約が取りやすいインターネットによる予約枠を全体の8割とします。

（2）電話受付体制の増強

予約枠を全体の2割とし、回線数を現在の11回線から20回線に増やします。

※ インターネットと電話の予約枠の振り分けは、予約の状況により変更する場合があります。

3 個別接種の予約方法の拡充

これまで個別接種の予約は、直接医療機関に申し込む必要がありましたが、7月12日（月）から医療機関における予約の一部を市のインターネット予約システムでも行えるようにします。

4 市民への留意事項の周知

円滑な予約受付や接種時の混雑を避けるため、市のホームページやツイッター、LINE、接種券送付時のチラシにおいて、以下の留意事項を周知します。

このほか、接種券の発送と合わせて、インターネット予約に必要なID・パスワード通知を64歳以下の方全員に発送します。

(1) 予約時の留意事項

<インターネットによる予約>

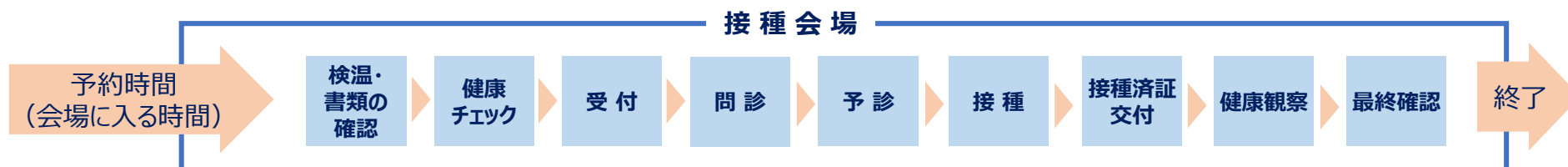
- ① 24時間受付可能であることから、可能な限りインターネットにより予約をしてください。
- ② 予約確認メールを受信するため、メールアドレスの登録が必要となります。
- ③ ID・パスワード通知をお手元に用意してください。
- ④ 操作方法のチラシをID・パスワード通知に同封するので、熟読の上、予約をしてください。

<電話による予約>

- ① 予約受付時間は、午前8時30分から午後5時までとなります。(土・日・祝日を除く)
- ② 接種券をお手元に用意してから電話をかけてください。
- ③ 予約枠が十分に確保されていることから、電話予約は申し込みが集中する受付初日はできるだけ避けてください。
- ④ 電話がつながりにくい場合は、時間や日を空けて再度電話をかけてください。

(2) 接種時の留意事項

- ① 予約時間は会場に入りたい時間です。
- ② 接種会場における3密を極力避けること及び駐車場が限られていることから、予約時間に合わせてご来場ください。



※ 予約時間から終了まで概ね60分

■ 事業者に対する接種しやすい職場環境へのご配慮のお願い

64歳以下の方は働いている方も多ことから、接種を進めるにあたっては、職場における理解や配慮が必要不可欠となります。ワクチン接種が進むことは、従業員の感染リスクを低減することはもとより、一日も早いコロナ禍の収束、ひいては市内経済活動の活発化にもつながるものであるため、市内事業者の皆様に対し、以下の点についてご配慮をいただきたい旨、燕商工会議所など産業支援団体を通じて依頼文書を送付します。

<従業員のワクチン接種にあたりご配慮をいただきたいこと>

- ① ワクチン接種を希望する従業員が勤務中においても気兼ねなく接種することができるよう、ご配慮をお願いします。
- ② 副反応により体調を崩した場合などに、休暇を取得することができるよう、ご配慮をお願いします。
- ③ ワクチン接種は強制するものではなく、あくまで本人の意思に基づき接種するものであり、病気等の理由で接種ができない人や接種したくない人もいるため、決して接種を強要したり接種していない人に差別的な扱いをしたりすることのないよう、ご配慮をお願いします。

基礎疾患のある人の 新型コロナウイルスワクチン優先接種

接種券の優先発送には事前の申込が必要です！

燕市では、優先接種順位に基づき、「59歳から12歳までの基礎疾患を有する人」に優先して接種券を発送します。

申込期間

令和3年6月10日(木)から6月23日(水)まで

申込方法

● 電子申請による方法

市ホームページの申込フォームから申込

コチラから▶



● 申込書（市役所・医療機関等に用意）の郵送・FAXによる方法

申込書に必要事項を記入の上、郵送またはFAXで提出

申込書の送付先 燕市健康づくり課

〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地

FAX 0256-77-6722

● 市役所特設窓口での直接申込による方法

市役所においていただき、特設窓口で申込書を記入の上、提出
(受付時間：平日8時30分～17時00分、土日を除く)

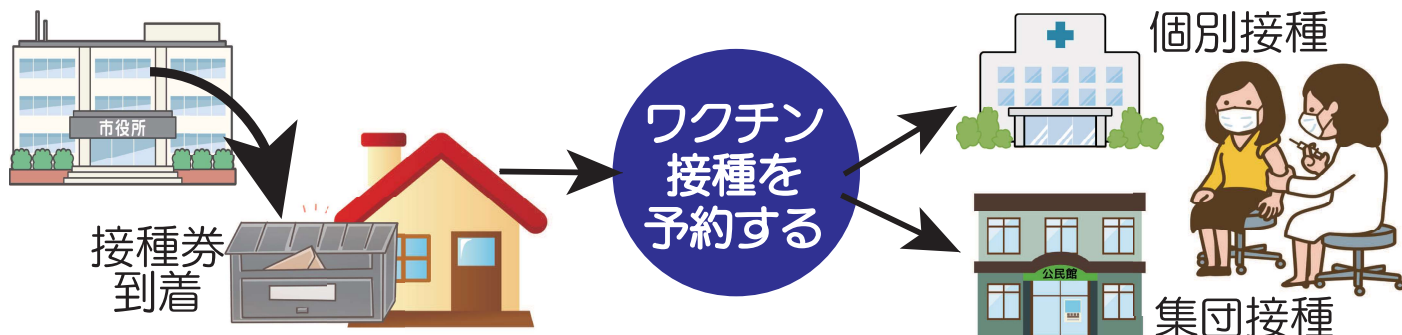
● 電話による方法

市のコールセンターへ電話により申込 ☎025-256-8811

(受付時間：平日8時30分～17時00分、土日を除く)

申込後の流れ

申込受付後、7月5日(月)に接種券を発送します。接種券が届きましたら、同封の「予約から接種までのご案内」をお読みいただき、所定の方法でワクチン接種をご予約ください。



↑ FAX 0256-77-6722

新型コロナウイルスワクチン接種券送付申込書
(基礎疾患のある方)

申込日：2021年 月 日

燕市長宛て

(申込者) フリガナ

氏名

住所

電話番号

被接種者 本人 同居の家族

との続柄 その他()

いずれか該当するものに☑をし、下記の必要事項をご記入ください。

●被接種者

氏名	フリガナ	生年月日 (西暦)	年	月	日
	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ				
住民票に記載の住所	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	〒	—		
送付先住所	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	〒	—		

●基礎疾患について

該当するものに☑をしてください。

以下の病気や状態で、通院／入院している方

- 1 慢性の呼吸器の病気
- 2 慢性の心臓病(高血圧を含む)
- 3 慢性の腎臓病
- 4 慢性の肝臓病(肝硬変など)
- 5 インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- 6 血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)
- 7 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
- 8 ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 9 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 10 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)
- 11 染色体異常
- 12 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 13 睡眠時無呼吸症候群
- 14 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

※上記12・14に該当の方で、令和3年6月1日現在、精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方等については、申込みをしなくても、接種券を郵送いたします。

上記の病気や状態に当てはまらない方のうち、以下に該当する方は☑をしてください。

BMI(肥満度を表す体格指数)が30以上の肥満の人

※BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

申込先
(郵送先)

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

燕市役所 健康福祉部 健康づくり課 健康推進係

※FAX:0256-77-6722 電話: 025-256-8811 でも申込みを受け付けております。

燕市内の飲食店等の事業継続を支援する制度を創設

－ 独自の支援策の予算案を6月議会に提案します －

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、外出自粛等により、飲食店とその関連業種は売上減少が続いています。加えて県は飲食に関連する感染等が県央地域で報告されていることから、「飲食を伴う会合に関するお願い」の発信や飲食店従業員のPCR検査の実施など、ますます飲食店等を取り巻く状況は厳しさを増しています。

燕市はこれらの店舗を対象に県が実施してきた支援金制度とは別に、1店舗あたり20万円の支援金を支給する制度を創設し、飲食店・酒小売店等の事業継続を支援します。

【燕市飲食店等事業継続支援金制度の概要】

1. 支給要件と対象者

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和3年4月から8月までの期間において、売上が2ヶ月連続して前年又は前々年同期比で20%以上減少している市内で事業を営む次のいずれにも該当する者

(1) 飲食店、カラオケ店及び酒小売業、酒類卸売店を営む法人又は個人であり、今後も事業を継続する意思があること

※酒小売業と酒類卸売店：飲食店との直接取引の有無は問いません。

(2) 飲食店営業許可、喫茶店営業許可、酒類卸売業免許、酒類小売業免許などを受け、かつ、その他の法令等により必要な許認可等を全て取得していること

(3) 燕市感染防止対策実践事業者登録事業「NO!!3密実践宣言書」により、感染症拡大防止対策を実施している（予定を含む）こと

(4) 市税等に未納がないこと など

2. 支給額

市内で店舗を営む事業者 1店舗につき20万円

3. 受付期間

令和3年6月21日（月）から9月30日（木）まで

4. 予算額

補正予算103,850千円

（内訳：支援金100,000千円、事務費3,850千円）

※本件補正予算案を、市議会6月定例会に提案します。



本件についてのお問い合わせ先
産業振興部 商工振興課：高橋
電話：0256-77-8231（直通）